(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市内における路線バス事業及びタクシー事業に従事する運転者の確保や職場定着を図り、もって公共交通の維持・確保することを目的に、路線バス又はタクシー事業者(以下「事業者」という。)において、路線バス又はタクシーの運転者として従事する者のうち要件を満たす者に対し、予算の範囲内で鹿児島市路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則(平成9年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 路線バス 一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則(昭和26年運輸省 令第75号)第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、 「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
 - (2) 限定バス 道路運送法 (昭和26年法律第183号。以下「法」という。) 第86条第 1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
 - (3) 定期観光バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第 1号イの運賃を適用するものをいう。
 - (4) 高速バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号 ロの運賃を適用するものをいう。
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
 - (6) 一般乗用旅客自動車運送事業 法第3条第1号ハに規定する事業(福祉輸送事業限定を 除く。)をいう。
 - (7) 路線バス事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む民 間事業者をいう。
 - (8) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(奨励金の種類及び交付対象者)

- 第3条 奨励金は、採用時の奨励金及び採用1年後の奨励金とする。
- 2 採用時の奨励金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 県外に1年以上居住し、本市に令和6年4月以降に転入後、90日以内に本市域内を営業区域として運行している事業者に、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として採用されていること。

- (2) 1年間継続して雇用される見込みがあること。
- 3 採用1年後の奨励金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 採用時の奨励金の交付を受けた者であること。
 - (2) 前号に掲げる者で、採用時と同じ事業者に雇用され1年が経過し、本市域内において路 線バス又はタクシーの乗務をしていること。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に属している者は奨励 金の交付対象者としない。
 - (1) 鹿児島市暴力団排除条例(平成26年条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団 又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれら を利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

(奨励金の額)

- 第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、いずれも1回限りとする。
 - (1) 採用時の奨励金 10万円
 - (2) 採用1年後の奨励金 10万円

(交付の申請)

- 第5条 奨励金の交付の申請をしようとするときは、採用時の奨励金の交付においては勤務開始日の属する年度の、採用1年後の奨励金の交付においては勤務開始後1年が経過した日の属する年度の年度末までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該年度末までに提出できない場合は、この限りでない。
 - (1) 鹿児島市路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金交付申請書(様式第1)
 - (2) 雇用証明書(様式第2) 又は事業者に雇用されていることを証明する書類
 - (3) 経歴書(様式第3)
 - (4) 転入前1年の間に居住していた自治体の住民票の除票の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めると きは、速やかにその内容を鹿児島市路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金交付決定 通知書(様式第4)により当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

- 第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に奨励金の交付を行う。 (交付決定の取消し及び返還命令)
- 第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付 決定を取り消し、鹿児島市路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金交付決定取消通知 書(様式第5)により申請者に通知することとする。
 - (1) 第3条第2項又は第3項の要件に該当していなかった場合
 - (2) 第3条第4項各号に該当する団体に属していた場合
 - (3) 奨励金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行った場合
 - (4) その他規則及びこの要綱に規定する事項に違反した場合
- 2 前項による取消しを行った際、すでに奨励金を交付している場合は、鹿児島市路線バス・ タクシー県外運転者移住就職奨励金返還命令書(様式第6)により返還を命ずるものとす る。

(関係書類の保存)

第9条 交付の決定を受けた者は、当該奨励金に関する書類を、交付決定日の属する年度の翌 年度から起算して5年間保存しなければならない。

(勤務状況の調査等)

第10条 市長は、必要に応じ、交付の決定を受けた者が勤務する事業者に勤務状況を確認するものとする。

(手続の特例)

第11条 規則第25条の規定により、規則第14条に規定する実績報告及び規則第15条に 規定する補助金等の確定通知は省略する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。